第一一七期決算公告

平成二十九年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部	
流動資産	三、〇二六、八〇七
固定資産	八〇一、四八七
資産合計	三、八二八、二九四
負債及び純資産の部	
流動負債	二、〇一八、〇九九
固定負債	一、〇一七、三八二
負債合計	三、〇三五、四八一
株主資本	七九二、八一三
資本金	九〇、〇〇〇
資本剰余金	一一〇、二二八
資本準備金	一一〇、二二八
利益剰余金	六〇二、五五八
利益準備金	四九、七七二
その他利益剰余金	五五二、七八六
（うち当期純利益）	（二四、八四一）
自己株式	△九、九七三
純資産合計	七九二、八一三
負債・純資産合計	三、八二八、二九四

平成二十九年六月二十九日

大阪市大正区泉尾七丁目三番三〇号

阪口興産株式会社

代表取締役社長　石川　亨

第二十一期決算公告

平成二十九年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・百万円

資産の部	
流動資産	二、五五〇
固定資産	一九一
資産合計	二、七四二
負債及び純資産の部	
流動負債	一、六八二
賞与引当金	一一四
役員賞与引当金	二
固定負債	八二
退職給付引当金	八一
株主資本	九七七
資本金	四五〇
利益剰余金	五二七
利益準備金	一〇
その他利益剰余金	五一六
（うち当期純利益）	（三五）
負債及び純資産合計	二、七四二

平成二十九年六月三十日

島根県出雲市斐川町直江二六九八番地

島根島津株式会社

代表取締役社長　藤本　滋明

公益信託広島県眼科医会医学研究基金第二十二期決算公告

一、事業概要

「広島県眼科医会賞」として二名に対し、助成金六十万円を交付した。

二、財産目録（平成二十九年三月三十一日現在）

資産の部	
負債の部	二三、六九三、六六九円
正味信託財産	○円
	二三、六九三、六六九円

平成二十九年六月三十日

広島市中区紙屋町一丁目三番八号

公益信託広島県眼科医会医学研究基金

受託者　株式会社広島銀行

公益信託広島市まちづくり活動支援基金第十四期決算公告

一、事業概要

広島市内において、自主的なまちづくり活動に取り組む市民活動団体計十五件に対し、助成金総額三百十三万千円を交付した。

二、財産目録（平成二十九年三月三十一日現在）

資産の部	五五、六六〇、六八七円
負債の部	○円
正味信託財産	五五、六六〇、六八七円

平成二十九年六月三十日

広島市中区紙屋町一丁目三番八号

公益信託広島市まちづくり活動支援基金

受託者　株式会社広島銀行

公益信託サニクリーン広島環境美化基金第二十一期決算公告

一、事業概要

中国地方において、街の清掃活動を行うボランティア等の団体及び個人計三十件に対し、助成金総額二百三万円を交付した。

二、財産目録（平成二十九年三月三十一日現在）

資産の部	
負債の部	二二、八九六、七九六円
正味信託財産	○円
	二二、八九六、七九六円

平成二十九年六月三十日

広島市中区紙屋町一丁目三番八号

公益信託サニクリーン広島環境美化基金

受託者　株式会社広島銀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区西台一丁目一二七八番地、最後の住所山梨県甲府市山宮町一六二〇番地

被相続人　亡　井上　金光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月三十日

福島県白河市明戸一一四番地二

相続財産管理人　弁護士　吉川　幸雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南相馬市原町区小浜字丸山一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　志賀　模央

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月三十日

福島県相馬市中村字桜ヶ丘五六番地の一Ｔ

Ｋウェルネス桜ヶ丘二〇二号相馬ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松尾　政治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市田中町九五四番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田部井和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月三十日

栃木県足利市通三丁目二五八九番地足利織物会館三階林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　康太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市広沢町二丁目三一四七番地五、最後の住所群馬県桐生市広沢町二丁目三一四七番地の五　被相続人　亡　大髙　通生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月三十日

群馬県前橋市大手町三―四―一五

相続財産管理人　弁護士　三橋惠一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区西麻布一丁目一番地、最後の住所埼玉県新座市東三丁目七番三一号

被相続人　亡　小島　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月三十日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目八番地二ＮＭビル六階さくら総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯塚　隆史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区富ケ谷一丁目一六六一番地、最後の住所千葉県野田市野田二四一番地

被相続人　亡　倉岡やよひ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月三十日

事務所千葉県柏市柏四丁目二番一号リーフスクエア柏ビル三階　弁護士法人心　柏駅法律事務所

（選任時の事務所　千葉県柏市中央町二番一号柏センタービル三階　柏みらい法律事務所）

相続財産管理人　弁護士　白方　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋馬喰町二丁目一三番地二、最後の住所千葉県市川市二俣五三〇番地（特別養護老人ホームホワイト市川別館）

被相続人　亡　笠原多惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月三十日

事務所千葉市中央区本千葉町一―一日土地千葉中央ビル一〇階村上・湊法律事務所

相続財産管理人　弁護士　湊　弘美